

栃木県マンション管理士会

入会金及び年会費等に関する規程

栃木県マンション管理士会会則（以下「会則」という）第11条第5項に基づき、入会金及び年会費等に関する規程（以下「本規程」という）を以下の通り定める。

1. 入会金

金額及び納入期日を次の通りとする。

金額 20,000円（一時金）

納入期日 入会申込の承認後2週間以内

（上記金額には、一般社団法人日本マンション管理士会連合会（以下「日管連」という）の登録料10,000円が含まれる。）

2. 年会費

金額及び納入期日を次の通りとする。

金額 20,000円（年額）

納入期日 毎年の6月30日

（上記金額には、日管連の年会費5,000円が含まれる。）

但し、入会初年度は金額及び納入期日を次の通りとする。

金額 月割計算による。（入会月を算入。小数点以下切り捨て。）

納入期日 入会申込の承認後2週間以内

3. 納入方法

入会金及び年会費は、銀行振込（手数料は会員負担）により納入する。

4. 本規程の改定

入会金及び年会費の額並びに納入方法は、総会決議により改定することができる。又、日管連へ納入する金額は、日管連により改定される場合がある。

以上

(2017.04.14 総会承認)

会則抜粋

(年会費等)

第11条 会員は、第9条の入会申込が承認されたときは、別に定める期日までに、当会に入会金及び年会費を納入しなければならない。

2 前項に定めるもののほかに、会員は、日管連登録料を当会に納入しなければならない。

3 当会は、日管連登録申請書と共に、前項の日管連登録料を受領し、日管連に納入する。

4 当会は、毎年6月1日現在における所属マンション管理士数に応じた日管連年会費を、9月末までに日管連に納入する。

5 当会の入会金及び年会費については、別に入会金及び年会費等に関する規程を定めるものとする。

6 日管連登録料については、日管連の規程の定めによる。

7 既に納入された入会金、年会費及び日管連登録料は返還しない。